

第1章 バリアフリー新法及び基本構想について

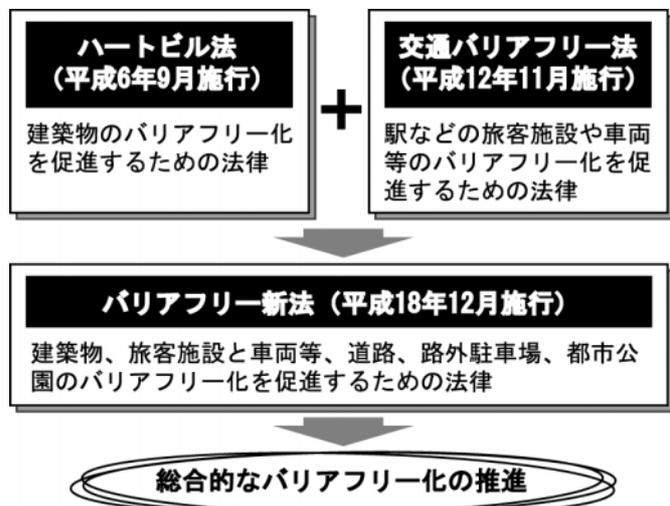
1. バリアフリー新法の背景となりたち

わが国では、急速に高齢化が進展しており、平成27年（2015年）には国民の4人に1人が65歳以上となる本格的な高齢社会を迎えることが予測されています。また、障がいのある人が障がいをもたない人と同等に生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念や、すべての人が利用しやすいことを考慮してまちづくりやものづくりを行う「ユニバーサルデザイン」といった考え方が浸透し、障がいのある人が障がいをもたない人とともに活動し、サービスを受けることのできる社会の形成が求められるようになっていきます。

このため、高齢者や障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことのできる環境の整備が急務となっており、建築物については、平成6年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」が制定され、不特定多数の人々が利用する一定規模（2,000㎡）以上の建築物の建築等において利用円滑化基準への適合が義務づけられました。また、平成12年には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が制定され、鉄道やバスをはじめとする公共交通機関に加え、鉄道駅等の周辺の道路や駅前広場、通路等の連続した移動経路について、新設時に移動等円滑化基準への適合が義務づけられたほか、基本構想を活用した鉄道駅を中心とした駅前広場や道路等の交通用施設の総合的なバリアフリー化が推進されることとなりました。

さらに平成18年12月には、交通バリアフリー法とハートビル法が統合され「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー新法」という。）が施行されました。このことにより、従来の交通バリアフリー法が対象としていた公共交通機関の旅客施設や車両、駅前広場、道路、通路、及びハートビル法が対象としていた建築物に加えて、福祉タクシーや路外駐車場、都市公園についてもバリアフリー化の対象とされ、より一体的なバリアフリー化を推進するための法制度が整えられました。

本市においても、八幡市福祉のまちづくり要綱を定めるなど、バリアフリー化への取り組みを積極的に進めてきましたが、この機を捉え基本構想を策定することにより、より積極的なバリアフリー化に取り組んでいきます。



2. バリアフリー新法の基本的枠組み

バリアフリー新法の基本的枠組みは次のようになっています。

